

コロナの影響でご苦労されている皆様へ
心よりお見舞いを申し上げます



(竹内)

私どもで何かお役に立てることがありましたら、お気軽にご相談下さい。私どもの都合で、対応が遅れることがあ
るかもしれません。でも、少しお待ちいただければ、出来る限りの対応をさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難となった方へ、 納税猶予の特例が設けられました！！

納税の猶予制度とは、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となることや、災害で財産を損失した場合
などの特定の事情があるときに、税務署に申請することで、最大1年間、税の支払いを先送りできる制度をいいます。

今般、この納税猶予制度に特例が設けられることになりました(特例猶予)。

法人税や所得税、消費税などの国税について、令和2年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来するものにつ
いては、

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等の収入が
前年同期と比較して、おおむね20%以上減少しており、
- ② 税を一時に納付することができない場合に、

所轄の税務署に申請すれば、納期限から1年間、納税の猶予(特例猶予)が認められます。

この特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。また、申請に当たり、担保の提供も不要で
す。さらに、既に納期限が過ぎている未納の国税についても、遡って特例を適用することができます(法令の施行から2か
月間(令和2年6月30日まで)に限り。)

国税の他にも、地方税(住民税や固定資産税、自動車税等)の他、労働保険料や厚生年金料などにも同様の特例
猶予制度が創設されましたが、それぞれ受付窓口となる行政機関は異なりますので注意が必要です。ぜひ当事務所まで
ご相談ください。

(大寺)

6月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満: 請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 30日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書
提出(年金事務所・公共職業安定所)
児童手当現況届

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

- ※ 労働保険の年度更新(1日~7月10日土日祝を除く)
男女雇用機会均等月間
外国人労働者問題啓発月間
男女共同参画週間(23日~29日)

6月の税務

- 6月10日
1 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月~5月分)の納付
- 6月15日
2 所得税の予定納税額の通知
- 6月30日
3 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
4 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 6 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 7 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 8 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
- 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

労働保険の年度更新期間延長

令和2年度の労働保険の年度更新手続き(令和元年度の確定保険料と令和2年度の概算保険料を申告・納付)の期間が延長されました。

6月1日～7月10日 → 6月1日～**8月31日**

労働保険料・厚生年金保険料等の納付猶予

新型コロナウイルス感染症等の影響により、収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により労働保険料・厚生年金保険料等の納付を1年間猶予する特例を利用することができます。(申請にあたっては、管轄の都道府県労働局・管轄の年金事務所へご相談ください。)

(徳永)



資産税係

新型コロナウイルス感染症の影響による相続税の申告等について

新型コロナウイルス感染症の影響により、相続人等が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、個別に申請することにより期限の個別延長が認められます。

やむを得ない理由の例として、新型コロナウイルスに感染した場合はもとより、体調不良により外出を控えている場合、平日の在宅勤務を要請している自治体にお住いの場合、感染拡大により外出を控えている場合、などがあげられています。

なお、個別の申請により申告期限や納付期限が延長されるのは申請を行った方のみとなり、他の相続人等の申告期限等は延長されませんのでご注意ください。

(坂田)



リスマネ委員会

新型コロナウイルスで保険はおける?～生命保険の場合～

未だはっきりとした治療法が見つからない新型コロナウイルス。感染した場合、生命保険会社の商品で保障対象となるのでしょうか?

◆医療保険

疾病入院給付金支払対象となる『疾病』に該当し、医師の指示のもとに入院した場合、陽性・陰性にかかわらず、支払対象となります。

また、医療機関の事情によりホテルや自宅で臨時的に療養した場合でも、支払対象となります(②病院等発行の証明書が必要)。

◆死亡保険

疾病による死亡保険金の請求対象。病気が原因でなくなったとみなされ、支払対象となります。

◆就業不能保険

契約内容によりますが、給付の対象から外れるケースが多いです。

多くの就業不能保険は60日間や180日間など支払対象外期間があります。働けない期間があったとしても、症状にもよりますが新型コロナウイルスは治療期間がそれほど長くない、支払対象外期間に仕事に復帰すれば支払対象外となります。



※詳細につきましては、ご契約の各生命保険会社にお問い合わせください。

(さくらビジネス)

会計制度

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた株主総会の対応について

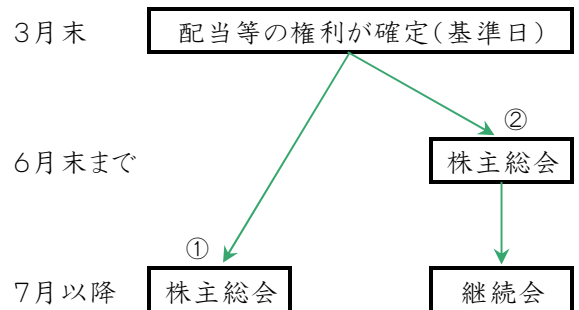
新型コロナウイルスの感染拡大で企業決算の取りまとめが遅れていることを受け、3月決算企業の有価証券報告書の提出期限が9月末まで延長されました。これを踏まえ、金融庁などは、株主総会の柔軟な開催を求める声明を出しました。声明では、①株主総会の延期ができる②当初予定していた時期に株主総会を開き、配当金などの決議を行い、監査報告は後日「継続会」で実施することもできると述べられています。

しかし、現状は①株主総会の延期を検討・決定している企業は多くないようです。

なぜなら、通常、3月決算企業の場合、3月末時点(基準日)の株主が議決権や配当を受け取る権利を得、株主総会は基準日から3か月以内に行う必要があります。

株主総会を7月以降に行う場合には、基準日も改めて設定しなければならないため、3月末時点の株主がその後株式を売却すると、配当を受け取れなくなる問題が生じます。(配当額を取締役会で決めると定款で定めている場合を除く。)

株主総会の日程(3月決算企業の場合)



(孝志 茜)

医療係

医療機関を対象とする雇用維持・事業継続支援について(新型コロナウイルス対策)

1. 持続化給付金

- 給付上限→法人:200万円、個人事業主:100万円

2. 雇用調整助成金の特別措置

- 従業員に支払った休業手当等の最大4/5(解雇等を行わない場合 最大9/10)

3. 無利子・無担保融資等

(1) 福祉医療機構

- 1億円まで無利子(1億円超の部分は0.2%、6年目以降は0.2%)
- 限度額は病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円
- 償還期間は15年以内、うち据置期間(元金返済猶予期間)5年以内
- 既往貸付についても、当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間(最長3年6か月)元利金の支払いについて、応相談

(2) 日本政策金融公庫(国民事業)※福祉医療機構の融資と併用不可

- 実質無利子化の限度額は、3千万円

(3) 日本政策金融公庫の過去の借入を一部実質無利子で借換

- 金利引き下げ・実質無利子化の限度額→中小事業:最大1億円、国民事業:最大3千万円
- 借換の限度額(新規融資と既往債務借換の合計額)→中小事業:最大3億円、国民事業:最大6千万円

(4) セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証(一般保証 最大2.8億とは別枠の保証を対象)

- セーフティネット保証4号:一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証(全都道府県)
- セーフティネット保証5号:一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証(指定業種)
- 危機関連保証:一般枠・上記セーフティネット保証4号・5号とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証

(5) 信用保証付融資における保証料・利子減免

- 民間金融機関で最大3千万円の実質無利子・無担保の融資(上記セーフティネット4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方)

4. 税金・社会保険料等の猶予

※それぞれ要件等がありますので、該当のホームページや関連機関へお問合せ下さい。

(令和2年5月8日時点での情報をもとに作成しております。)

(田中)

建設係

令和2年度入札・契約制度の改正について

現場代理人の合理的な配置を推進するため、兼務要件の見直しが行われました。

改正前

1. 当初請負代金額が2500万円未満の工事
2. 旧同一市町村内又は工事間移動距離が概ね10km以内の3つの工事

改正後

1. 当初請負代金額が**3500万円未満**の工事
2. 旧同一市町村内又は**工事間直線距離**が概ね10km以内の3つの工事

※改正後も、旧同一市町村を越えて兼務させる場合は、他の旧同一市町村内にある、全ての兼務工事との直線距離が概ね10km以内を満たす必要があります。

令和2年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う工事から適用されています。



(岸上)

「さくらのBLOG」紹介

当社ホームページ「さくらのBLOG」に掲載された記事をご紹介します。
詳しくは、HPをご覧ください。ブログは、役職員全員で、毎週2回（火・金）更新しております。
個性を生かした記事が満載ですので、お時間のある時にぜひご覧ください。

これからの季節に・・・

梅雨のジメジメした日中や梅雨の合間の晴れ間でも蒸し暑さがただよう毎日となっています。
そんな季節に冷蔵庫の余り物を、さっぱりとした口あたりに変えてみてはいかがでしょうか。
ちょっとした 箸休めにと用意したお漬物が最後まで食べきらず、冷蔵庫に残っていたりしませんか？
彩もよくさっぱり、ヘルシーなお寿司にかえてみてはいかがでしょうか。（食欲進まないこの時期にもピッタリです）

用意するもの

すし飯・お漬物の余り物（冷蔵庫であるもので可）・汁物

すし飯の用意ができれば 後はあるお漬物をのせるだけ！！（簡単）

この日は右から

柴漬け・胡瓜のぬか漬け・蕪の甘酢漬け

みょうがの甘酢・茄子の浅漬・芽ネギ



なおさっぱり、スタチをかけて食べたり、粉しょうゆをかけても美味♪

当事務所では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信として、Facebook（フェイスブック）での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは！」という情報がありましたら、「いいね！」ボタンも積極的に押してくださいね♪
よろしくお願いたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
（株）さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス：<http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：088-625-2556
FAX：088-654-1181